

I 調査の背景となる事項の整理

1. 特別支援教育体制における支援システム構築の背景と特別支援学校の役割

特別支援学校は、特別支援教育体制の中で、他の仕組みと密接に関連し合って、その役割を担っている。

ここでは、特別支援学校が、特別支援教育体制の中で担う役割や機能について、これまでの経緯を追って、その役割と支援システムの中での位置づけを整理することとした。

(1) 国内外の動向

①国際的な動向

1993（平成5）年に、国際連合総会において、障害のある人がそれぞれの社会の市民として、その他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することを目的として、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択された。

1994（平成6）年には、スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択された。

1992（平成4）年に国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）が決議した「アジア太平洋障害者の十年」の最終年に当たる2002（平成14）年には、ESCAP 総会において我が国の主唱により、この「十年」がさらに10年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合においては、インクルーシブでバリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択された。

2001（平成13）年には、国際連合総会において、「障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案が採択され、条約案策定のため、「障害者権利条約に関する国連総会アドホック委員会」が設置されて審議が行われ、2006（平成18）年12月13日に第61回国連総会において採択された。

②国内的な動向

「アジア太平洋障害者の十年」が始まることを契機として、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを基本理念とした心身障害者対策基本法の一部改正により、平成5年12月に障害者基本法が公布された。

障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し障害者の福祉を増進することを目的とし、2004（平成16）年6月の一部改正により、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害してはならない旨が規定され、また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の積極的推進による相互理解の促進についても規定が設けられた。

2002（平成14）年12月には、平成15年度を初年度として10年間を見通した障害者関連施策の基本的な方向を盛り込んだ新しい「障害者基本計画」が閣議決定された。

障害者基本計画は、1993（平成5）年度から10年間を計画期間とした「障害者対策に関する新

長期計画」における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、今後の10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定め、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、LD、ADHD、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが基本方針とされた。

2004（平成16）年には、発達障害に関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援等を定めた発達障害者支援法が成立し、2005（平成17）年4月1日に施行された。発達障害者に対する総合的な支援の充実が重要な政策課題となってきた。

ノーマライゼーションの進展とともに、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うことや、これまでに対象とならなかった発達障害についても教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが求められるようになった。

このような経過の中で、障害のある子どもの教育は、インクルーシブな教育の考え方が広がりつつある。

（２）特別支援教育体制の整備に向けての取組

①「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003（平成15）年3月28日 答申）」（以下、「協力者会議最終報告」）は、障害のある子どもの教育について、「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとし、「特別支援教育」とは、「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」とした。

「協力者会議最終報告」では、「特別支援教育」を支えるために、①「個別の教育支援計画」（多様なニーズに適切に対応する仕組み）、②特別支援教育コーディネーター（教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン）③広域特別支援連携協議会等（質の高い教育支援を支えるネットワーク）の仕組みを提言した。

また、特別支援教育を推進する上での学校の在り方について、「盲・聾・養護学校」については、障害の重複化や多様化を踏まえた障害種にとらわれない学校の設置を可能にするとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校として「特別支援学校」制度へ改めることを提言した。

さらに、特別支援教育体制の専門性の強化が提言され、「今後は、校長、教頭をはじめとした教員一人一人の障害のある児童生徒に対する理解や指導上の専門性を高めること、組織として一体となった取組が可能となるような学校内での支援体制を構築すること、学校外の専門家等の人材を学校で有効に活用すること、関係機関との有機的な連携協力体制を構築すること等により、特別支援

教育体制の専門性の強化に向けた取組が重要である。」とした。(傍線筆者)

②「特別支援教育体制推進事業」

国は、「協力者会議最終報告」の提言を受け、平成15年度より特別支援教育体制推進事業(平成20年度より、「発達障害等・特別支援教育総合推進事業」へ継承)を実施し、都道府県には、広域特別支援連携協議会等の設置、専門家チームの設置、巡回相談員の委嘱、各学校への「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーターの指名」、「個別的教育支援計画」の作成を進めてきた。(傍線筆者)

③「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)2005(平成17)年12月8日 中央教育審議会」(以下、「中教審答申」という。)では、「協力者会議最終報告」を受け、特別支援教育を推進するための制度の在り方について提言した。

「特別支援学校」については、①複数の障害に対応した教育を行う学校の設置を可能にする制度として、②小中学校等に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒等への支援を実施するセンター的機能を発揮する学校として期待されることが提言された。(傍線筆者)

④「学校教育法一部改正」

「中教審答申」を受け、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)」(以下「改正法」という。)が2006(平成18年)6月21日に公布され、2007(平成19)年4月1日から施行された。

「改正法」では、①特別支援学校制度の創設(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校とした。(第71条))②特別支援学校の行う助言又は援助(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとした。(第71条の3))などが定められた。(傍線筆者)

これらの経緯を踏まえ、以下に、特別支援学校が、特別支援教育体制のシステムにおける位置づけを整理する。

2. 特別支援学校の特別支援教育体制の支援システムにおける位置付け

(1) 特別支援教育の理念の方向性と特別支援学校

障害のある子どもの教育は、ノーマライゼーションの進展と共に、インクルーシブな教育の考え方が広がっている。

特別支援教育の今後の方向性をインクルーシブな教育の方向性と重ねながら、特別支援学校の支援システムを特別支援教育システム中に位置づけて整理することとする。

「今後のインクルーシブ教育を支える特別支援学校」

特別支援学校は、「小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める。(学校教育法第71条の3)」とした特別支援学校のいわゆるセンター的機能の規定は、今後の「インクルー

シブ教育を支える」特別支援学校の役割の一つと考えることができる。

「特別支援学校における居住校交流の推進」

平成 16 年 6 月に一部改正された障害者基本法では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の積極的推進による相互理解の促進についての規定が設けられた。

また、新しい学習指導要領では、各学校において、障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習について組織的・計画的に行うよう配慮することとされている。さらに、「障害者の権利に関する条約」においても、障害者を包容する教育制度を確保するよう求められていることから、今後とも、特別支援学校に在籍する児童生徒と、その児童生徒が居住する地域の小・中学校（以下「居住地校」という。）との交流及び共同学習を推進することが求められているといえる。

このように特別支援学校は、特別支援教育体制の下で、「地域に根ざした学校」として、その役割がこれまで以上に期待されているといえる。

（２）特別支援教育の支援システムの概念と特別支援学校

特別支援学校が、特別支援教育の支援システムの中でどのように位置付けられているかを整理することとした。

特別支援教育は、都道府県段階の教育行政、市区町村段階の教育行政を核に、特別支援学校と小中学校等、及び特別支援教育に関連する医療、保健、福祉、労働等関連機関の機能と相互に関連し合って、その機能を実現している。

特別支援学校の支援システムは、単独で機能しているのではなく、それら特別支援教育を支える様々なシステムとの関連によってその機能を実現している。

特別支援教育の支援システムの中での特別支援学校の全体像を次の図によって表した。

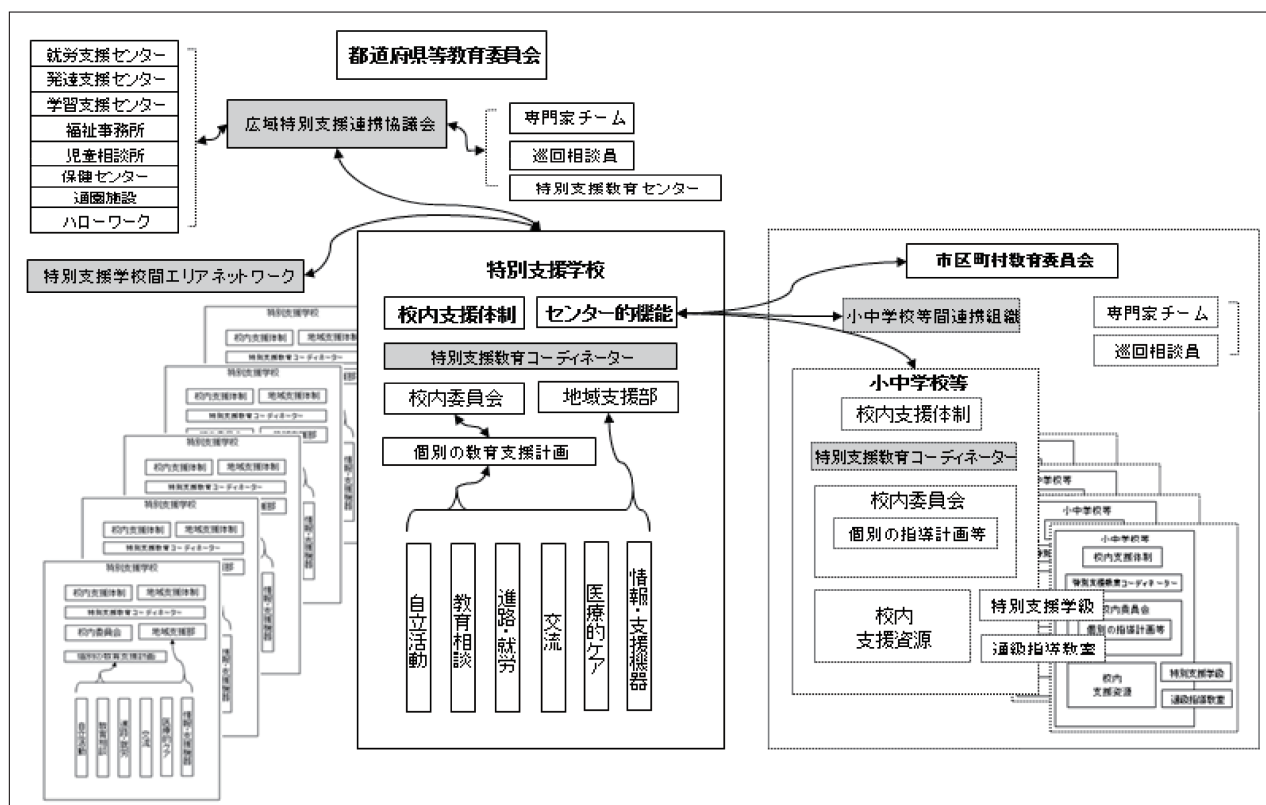


図1 特別支援学校を中心とした特別支援教育システムのイメージ例

特別支援教育の支援システムを各行政段階毎に、以下のように整理した。

(1) 都道府県等教育委員会の段階

①連携への取組

広域特別支援連携協議会

特別支援学校エリアネットワーク

②専門的支援への取組

専門家チーム

巡回相談員

特別支援教育研修（特別支援教育センター）

特別支援教育相談（特別支援教育センター）

③交流及び共同学習の推進

特別支援教育総合推進事業運営協議会

(2) 特別支援学校

①連携への取組

特別支援学校エリアネットワークへ

教育・福祉・医療・労働等間連携組織

地域の小中学校等間連携組織

市区町村教育委員会との連携

②地域の特別支援教育のセンター的機能への取組

地域支援部の組織

特別支援教育コーディネーター

③校内支援体制への取組

校内委員会の組織

特別支援教育コーディネーター

交流及び共同学習

④専門的指導・支援へ取組

個別の教育支援計画

校内の専門的知見の活用

校外の専門的知見の活用

⑤交流及び共同学習の推進

特別支援教育総合推進事業運営協議会

(3) 市区町村の取組

①連携への取組

小中学校等間の連携組織

特別支援学校との連携

②専門的支援への取組

専門家チーム

巡回相談員

特別支援教育支援員

特別支援教育研修

特別支援教育相談

③交流及び共同学習の推進

特別支援教育総合推進事業運営協議会

(4) 小中学校等の取組

①連携への取組

特別支援教育コーディネーター

小中学校等間の連携組織

特別支援学校との連携

特別支援教育総合推進事業運営協議会

②校内支援体制の組織

校内委員会

③専門的指導への取組

個別の教育支援計画、個別の指導計画

特別支援学校のセンター的機能の活用

専門家チーム、巡回相談員の活用

通級による指導、特別支援学級の活用

④交流及び共同学習の推進

特別支援教育総合推進事業運営協議会

3. 特別支援教育体制における支援システムに関する課題の整理

(1) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告

2010（平成 22）年 3 月 24 日、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議は、審議経過報告を発表した。

審議経過報告では、特別支援教育体制によるこれまでの取組の現状と課題を以下のように整理している。

特別支援学校については、

- ①改正学校教育法（H19 年度～）への対応
 - ・複数障害への対応を含めた適正配置、計画的整備
 - ・センター的機能の取組推進、理解啓発、関係機関とのネットワークづくり
- ②交流及び共同学習（副籍、支援籍等を含む）
 - ・居住地校交流に係る理解啓発
 - ・直接交流に係る教育課程上の位置づけ、評価、安全確保
- ③職業教育・就労支援
 - ・職域の拡大・就労に向けた教育課程の見直しや支援方法の開発推進
 - ・多様な就業体験の充実（小・中学部段階からの職場体験活動の機会拡大など）

小・中学校等については、

- ①校内体制の整備
- ②特別支援教育コーディネーター
- ③個別の教育支援計画、個別の指導計画
- ④特別支援教育支援員
- ⑤特別支援学級、通級指導
- ⑥特別支援教室構想

高等学校については、

平成 21 年 8 月の高等学校 WG 報告「高等学校における特別支援教育の推進について」に言及し、

- ①高等学校における特別支援教育の必要性、②高等学校における特別支援教育体制の充実強化、
 - ③発達障害のある生徒への指導・支援の充実、④高等学校入試における配慮や支援等、
 - ⑤キャリア教育、就労支援等、について提言
- 今後、先進的な取組事例の蓄積、成果を踏まえつつ、上記提言に沿って、高等学校における特別支援教育の推進、充実に積極的に取り組むことが必要とした。

その他、

「特別支援教育担当教員等の専門性」として①特別支援学校教員の専門性、②小・中学校の特別支援学級担任、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーターの専門性、③小・中学校通常学級担当教員の専門性について、また、「学校外の人材や関係機関、民間団体等との連携協力」、「早

期からの教育支援、就学相談・指導」について言及している。

(2) 本研究への外部意見

研究所の研究課題については、各教育委員会、教育センター及び研究所運営委員等より意見を求めている。

本研究に関しては、7機関等からの意見が寄せられている。その内容の項目を以下に整理した。

①特別支援学校の機能や役割に関する内容

特別支援教育における特別支援学校の位置付けに関して基本的な枠組みを示唆する内容として、「地域に開かれた学校としての機能の質」を問い、その機能を支えるための「学校そのものが有する高度な専門性」「地域に開かれた信頼される学校活動」に関する内容

②特別支援教育を支える様々なツールの機能

特別支援学校のセンター的機能、特別支援教育コーディネーターの役割と専門性、学校の組織体制、個別の教育支援計画と一貫した指導、支援体制の整備、関係機関との連携等特別支援教育を支える様々なツールの機能についての現状把握と今後の方向性の展望に関する内容

③特別支援教育コーディネーターの役割と校内リソースの活用

センター的機能を支えるための「特別支援教育コーディネーターを支える校内リソースとしての教職員の専門性」と「校内リソースを有機的に活用したセンター的機能の充実に資する知見」に関する内容

④発達障害に対応する支援システム

特別支援学校における支援システムとして、「地域のセンター的機能として幼・小・中・高等学校における発達障害の幼児児童生徒を支援」に関する内容

⑤センター的機能の充実にに関する内容

センター的機能の充実にに関して、「担当者の活動の充実」に関する内容として、特に専任でない場合の工夫に関する内容

⑥特別支援学校の専門性に関する内容

特別支援学校に求められる専門性として、「多様な障害」への対応とともに「当該障害種のより高い専門性」の維持に関する内容

⑦地域へのニーズ調査に関する内容

センター的機能について、「地域の保護者や関係諸機関へのニーズ調査」「ニーズに対応したセンター的機能の実現」に関する内容

⑧個別の教育支援計画と個別の指導計画の関連性に関する内容

特別支援学校の専門性に関わり、「個別の教育支援計画と個別の指導計画の関連性」を踏まえた教育課程の編成に関する内容

4. 特別支援教育における支援システムに関する先行調査

特別支援教育への取組が開始された平成15年度以降、文部科学省、当研究所、及び特別支援学校校長会など関連する調査が行われている。ここでは、各調査と及び関連する調査項目を整理した。

(1) 平成18年度 国立特別支援教育総合研究所調査

当研究所が、プロジェクト研究「小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究」で行った「小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた盲・聾・養護学校のセンター的機能の取組に関する状況調査」の調査内容項目を整理した。

本調査は、盲・聾・養護学校のセンター的機能の状況について調査している。

I. 基本情報

1. 各学校の概況
2. センター的機能で支援する地域の状況
3. センター的機能の組織

II. センター的機能を支える事項

1. センター的機能の位置付け
2. センター的機能に関する地域のニーズの把握
3. センター的機能に関する地域資源・校内資源の状況の把握
4. 盲・聾・養護学校間のネットワークの構築
5. 都道府県等教育委員会との連携
6. 市区町村教育委員会との連携

III. センター的機能の取組の実際

1. 子どもの保護者からの相談
2. 子どもを担当する教員からの相談
3. 特別支援教育を進めるための組織や運営等についての支援
4. 医療・福祉機関等に関する支援
5. 小・中学校等の教員に対する研修協力
6. 小・中学校等への情報提供
7. 小・中学校への施設設備・教材の提供
8. センター的機能の充実のための医療・保健・福祉・労働等との連携
9. 教育機関間の連携に関する活動
10. 交流及び共同学習、通級による指導の実施とセンター的機能

IV. 地域の小・中学校の支援を行うためのセンター的機能を実施する上での課題

V. 地域の小・中学校の支援を行うためのセンター的機能を実施する上での進捗状況

(2) 平成19年度 文部科学省調査

文部科学省は、特別支援学校のセンター的機能の取組に関する基礎資料を収集することを目的として、「平成19年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査」を実施している。

- 1 都道府県教育委員会の取組
- 2 特別支援学校と教育委員会の連携
- 3 特別支援学校におけるセンター的機能の取組
 - (1) 相談の対象となった子どもの状況
 - (2) 子どもを担任する教員や学校からの相談
 - (3) 小・中学校の教員に対する研修協力・研修会等
 - (4) 小・中学校等への情報提供
 - (5) 小・中学校等への施設設備・教材教具の提供
 - (6) 子ども及び保護者からの相談
 - (7) センター的機能の充実のための医療・保健・福祉・労働等との連携
- 4 センター的機能を実施する上での課題

(3) 全国特別支援学校長会調査

全国特別支援学校長会では、各専門委員会を構成し、共通のテーマと障害別部会のテーマを設定し、調査を実施している。

平成 21 年度の研究集録に掲載された調査結果より、関係する調査の内容項目を整理した。

※ Web サイトに掲載された共通項目の内容を掲載している。

[平成21年度]

(1) 人事厚生専門委員会

- ①免許について
- ②導入している外部専門家について

(2) 施設設備専門委員会

- ・特別支援教育を推進し特別支援センター校としての機能を果たす施設設備について

(3) 進路福祉専門委員会

- ・特別支援教育の充実に向けた進路指導の課題

(4) 支援連携専門委員会

- ①特別支援学校コーディネーターの配置状況
- ②校内における支援連携について
- ③校外(地域)における支援連携について
- ④学校内に利用できる特別支援教育センター等について

<参考文献>

- (1)「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003/03/28 答申）」
- (2)「平成 20 年度発達障害等・特別支援教育総合推進事業」説明資料（文部科学省）
- (3)「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）平成 17 年 12 月 8 日 中央教育審議会」
- (4) 特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）18 文科初第 446 号（平

成 18 年 7 月 18 日)

- (5) 「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告 (2010.3.24)」
- (6) 「小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた盲・聾・養護学校のセンター的機能の取組に関する状況調査」報告書 (独立行政法人国立特殊教育総合研究所)
- (7) 「平成 19 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査」(文部科学省)
- (8) 平成 21 年度研究集録 (全国特別支援学校長会)